

弁護士業務の落とし穴〈第2弾〉

直近の事例をもとに——困った時には相談を

LIBRAは2021年3月号で、幅広い若手会員をターゲットに、特集「弁護士業務の落とし穴」をお届けしました。弁護士を取り巻く環境が大きく変化するなか、具体例を豊富に挙げて弁護士倫理上の問題及び対処の仕方を紹介し、非常に有益な特集となりました。

前回の特集から3年が経過し、新たに直近の事例をもとに、第2弾をお届けします。インターネット等における不適切表現、国際ロマンス詐欺案件など、弁護士倫理をめぐる問題は範囲が広がり、また、複雑化する様相を呈しています。ストレスも増すなか、いかに落とし穴にはまらず職務をまっとうできるか。今般、弁護士倫理問題に精通する当会の会員の方々に、最新の情報及び指針を執筆いただきました。会員の皆様への一助となることを願っています。

LIBRA編集会議 坂 仁根、佐藤 顕子

CONTENTS

総論：あなたは一人ではない～弁護士会への相談を	2頁
Part 1：最近の懲戒事例と注意すべきポイント	4頁
Part 2：業際問題	9頁
Part 3：この1年の東弁市民窓口から見える問題点	12頁
Part 4：この2年の東弁非弁提携弁護士対策本部から見える問題点（国際ロマンス詐欺その他）	15頁
Part 5：もしも業務妨害に遭ったら	17頁

※なお、本文中、意見にわたる部分については、各委員会の公式見解を述べるものではなく、筆者らの個人の見解です。

総論

あなたは一人ではない～弁護士会への相談を

非弁提携弁護士対策本部 副本部長 柴垣 明彦（44期）



1 あなたは一人ではない

- (1) 弁護士は孤独である。複数の弁護士で事件を受任していたとしても、最終判断は自ら行うことが求められる。また、相手方との対応もあるが、依頼者との対応も弁護士の仕事の大きな部分である。我々は心理カウンセラーではないが、依頼者との会話においてその悩みや怒りを受け止めていかなければならない。

精神的なストレスを常に受けながら、業務を行っている。最近では、職場環境などの問題、ハラスメント問題などで悩んでいる会員も一定数存在している。

- (2) 弁護士は皆それぞれストレスの解消方法を見つけ、日々を過ごしている。しかしながら、どうしても苦しいときはある。解決策が見つからないときもある。ハラスメント系の悩みはそもそも抱え込むべきではない。そのときどうするか。

(3) 人に話を聞いてもらうことである。まずは、話を聞いてもらうこと。これで心は大分軽くなる。自分の頭も整理することができる。いったん落ち着くことは非常に大事である。

(4) では、話す相手はどこにいるのか。事務所の同僚、同期や同じロースクールの仲間も相手になりうる。また、弁護士会での委員会つながりやさらには会派によるつながりも想定できる。誰でなければならないということはないので、常日頃から人とのつながりを意識しておくことが、セーフティーネットになりうる。

(5) しかしながら、現在の弁護士会の状況をみると、半数以上の会員は会派に入っておらず、委員会活動にすべての会員が参加しているわけでももちろんない。そのような人はどうするのか。最後の出番が弁護士会である。

弁護士会には、様々な相談窓口があり、相談を拒むことはない。9200名以上の会員がいる当会においても、会員を決して一人にしないという覚悟で対応することが望まれる。

2 弁護士業務のむづかしさ

弁護士として業務を遂行する際には、様々な面に気を使う必要がある。一つは、法律面である。常に最新の情報を得て、法改正はもちろん裁判例もきちんとフォローしておくことは、必須である。

ただ、これだけで弁護士業務がスムーズにいくわけではない。我々には、依頼者及びその関係者と相手方という法律専門家でない人たちとのかかわりがある。このかかわりのところをいかにスムーズにするのが、弁護士として業務を遂行する上ではかなり重要な位置をしめる。相手方との関係については、代理人が選任されればその比重はかなり下がる。

他方、依頼者及びその関係者とは、事件終了までその関係が続くことから、最重要なポイントであることは皆さん異論はないと思う。そして、この依頼者及び関係者との間の関係性構築は、弁護士それぞれであり、これだという正解はない。弁護士の人柄や経験などを踏まえたやり方を模索していくしかない。ただ、それ

でもこれはやらないほうが良いのではないかということはあると思う。

このあたりは、まさに人に聞いてみるということでしょうか、経験値を増やすことはできないところである。

3 様々なつまずきの種

今回の特集では、まず、弁護士業務遂行上注意すべき点、すなわち弁護士倫理の観点から、不適切表現の問題と処理遅滞・虚偽報告・音信不通等を理由とする懲戒事例の紹介、そして近時の問題として第三者委員会などに関与した弁護士がその後企業などの代理人に就任することの問題点について、説明がある。

次に、業実問題の観点で気を付けてもらいたい点の論稿である。弁護士は、法律事務については独占規定があるためいわばオールマイティーであるが、それゆえに他士業者や無権限者の行為についてその限界をきちんと理解し、社会の法律生活を安定させる責任もあることは心にとめてほしい。

3つ目のテーマは、市民窓口寄せられる苦情から見てくるつまずきの種である。市民窓口には年間2000件以上の苦情が寄せられており、そこに不祥事の芽が隠れていること、それを未然にきちんと対応することでつまずきを回避し、大きな不祥事を起こさない道につながるということを共通認識としたい。

そして、4つ目が非弁提携弁護士の問題である。弁護士が非弁業者と提携してはいけないということは、当たり前のことだ。それでも、この問題がなくならないのは、一部の確信犯は別として、知らぬ間に非弁業者に絡め取られてしまう弁護士が後を絶たないということである。非弁業者から見れば、弁護士は使い捨てできる道具に過ぎない。弁護士の利用価値がなくなった（例えば懲戒処分を受けて業務停止となった）と思えば、その貝殻を捨て新しい寄生先を見つけるだけである。だからこそ、非弁業者の刑事告発が大切ではあるが、まずは弁護士が自ら巻き込まれないようにしなければならない。

5つ目に、業務妨害を受けたときの対応である。業務妨害の態様は様々であるが、近年はSNSなどを利用し

た誹謗中傷も目立つようである。ここも適切に対応しないと、弁護士としての心が折れて業務遂行に悪影響をおよぼすことがある。一人で抱え込むことをせず、是非とも弁護士業務妨害対策特別委員会へ相談をしてほしい。

4 様々な相談先の確保

冒頭に述べたように、弁護士は悩みを抱えることが不可避な職業である。そして、それを一人で抱え込む

ことは適切なことではない。弁護士も相談したい時があって当然である。そのことは決して隠す必要のないことなので、遠慮なく相談するべきである。相談先はどこでもよいが、最後の砦として弁護士会として話を聞く体制は整えているつもりであり、それでも相談先がわからなければ、役員室に電話で相談していただくことでもよい。副会長も忙しいことは間違いないが、会員からの真摯な相談についてはまず話を聞いてもらえるはずであり、適切な窓口につないでくれるはずである*1。

Part 1

最近の懲戒事例と注意すべきポイント

弁護士倫理特別委員会 副委員長 石本 哲敏 (42 期)



1 はじめに

2022年1月から2024年3月までの日弁連の懲戒処分公告を見ると、不適切な表現を理由とするものと、処理遅滞・虚偽報告・音信不通等を理由とするものの件数が多く、目立っていた。また、企業等の委員会等を担当した弁護士がその後企業等の代理人に就任したことを理由とする懲戒処分が注目されている。

これらの問題は、議論が現在進行中であったり、判断が分かれるものも多いが、現時点で考えられることをまとめてみた。参考にいただければ幸いである。

2 企業等の委員会や内部通報窓口を担当した後の企業等の代理人への就任

最近、企業等（企業や大学、病院等の法人組織）において、不祥事（法令違反や社会的非難を招くような不正・不適切な行為）が発生した場合に、企業等

が弁護士等の外部者を交えた委員会を設けて調査を依頼することが増えている。そして、企業等の委員会に活動に関与した弁護士が、当該事案に関し、企業等の代理人に就任したことに係る懲戒処分とそれが取り消された裁決の公告があり、注目されている。

このようなケースにおける依頼者は、委員会も訴訟代理等も企業等となるから、弁護士に、弁護士職務基本規程（以下「規程」という）27条、28条（利益相反）違反はない。しかし、信義誠実や名誉信用に関する同5条、6条の問題が残っている点には注意を払わなければならない。

以下、委員会のタイプごとに検討する。

(1) 第三者委員会

ア 企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会*2。

* 1：東京弁護士会会員サポート窓口 03-3581-3332（業務課）

* 2：日弁連『「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」の策定にあたって』

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/100715_2.pdf

イ 第三者委員会は、依頼の形式にかかわらず、企業等から独立した立場で、企業等のステークホルダーのために、中立・公正で客観的な調査を行うこと*3が期待されている。

ウ 調査対象者は、第三者委員会を構成する弁護士の独立性・中立性・公正さを信頼して、その質問に素直に回答するのが通常である。にもかかわらず、同じ弁護士が、立場を一変させて、調査対象者と敵対する企業等の代理人として活動することは、調査対象者の、弁護士の職務の公正に対する信頼を損ねるものとして、規程5条、6条違反に該当する場合が多いと考えられる。代理人への就任は、避けるべきであろう。

(2) 内部調査委員会、内部通報窓口(ハラスメント相談窓口)

ア 企業等が、弁護士に対し内部調査への参加を依頼することによって、調査の精度や信憑性を高めようとする*4委員会。日弁連のガイドラインはなく、様々な態様がある。

イ 大学の顧問弁護士が、大学の設置したハラスメント防止委員会の事実調査や法的分析等のサポート業務を行った後に、その調査結果等に関し調査申出をした学生が大学に対して民事調停を申し立てた際に同大学の代理人となった事案で、単位会は、当該弁護士に規程5条、6条違反であるとして、戒告の懲戒処分をした。

ウ これに対し、日弁連懲戒委員会は、単位会の懲戒処分を取り消し、おおむね以下のような理由により懲戒しない旨裁決した。

(ア) このような問題を考えるに当たっては、各事案に応じて、委員会等が設置された目的や態様の考慮のみならず、さらに当該弁護士の委員会等における立場、申立てをした者及び申し立てられた相手方に対する説明内容、その後に代理した事件の性質や審理の状況、その事件における当該弁護士の活動内容等、それぞれの案件に現れた

諸般の事情を総合的に勘案、考慮して判断をする必要がある。

(イ) 本件ハラスメント防止委員会が、大学から独立性を確保した利害関係のない立場にあると外部に表明されている等の事情は認められない。弁護士は、ハラスメント防止委員会を構成する委員ではなく、単にその窓口となって事実調査及び法的判断を補助する者であった。弁護士は、調査申出人に対し、大学の立場から調査を行う者であると説明している。弁護士は、調停事件の代理人となったが、具体的な主張をしないまま第一回期日で不調となり、その後の訴訟においては大学の訴訟代理人に就任せず、他の弁護士が訴訟代理人になった。以上の諸事情からは、規程5条または6条に違反するとまでは言えない。

エ 日弁連懲戒委員会の裁決は、内部調査委員会等が、その委員の独立・中立・公平を外部に表明しておらず、かつ、調査対象者に対して企業等の立場から調査する旨明示している場合であっても、直ちに懲戒しないとの立場をとっていない。今後、さらに議論が深まると思われるが、現時点において、内部調査委員会に関する職務を担当した後に企業等の代理人に就任することには、相当の懲戒リスクがあることを覚悟しておくべきであろう。

3 不適切表現

インターネットの普及による意見表明の機会拡大ともなっており、不用意な発信による他人に対する名誉毀損やプライバシー侵害、業務上の不適切表現による懲戒処分も多い。

これらは、単位会と日弁連（さらには、綱紀委員会と綱紀審査会と懲戒委員会）の判断が分かれることも多く、きわめて微妙な問題を含んでいる。どの段階であれ、一度でも懲戒処分を受けてしまえば、それが公表されるため、後に処分が取り消されたとしても、失われた信用を完全に回復することは難しい。会員と

*3：日弁連「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」第1部基本原則の第2第三者委員会の独立性、中立性

*4：日弁連「『企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン』の策定にあたって」

しては、限界事例を研究してギリギリの表現をするのではなく、品位のある表現を心掛けるのが得策であると考えられる。

以下、表現の態様ごとに問題点を検討する。

(1) インターネットへの投稿

ア 事務所のウェブサイト、ブログ、X (旧ツイッター)、YouTube、その他のSNSへの投稿は、原則として不特定多数人への表現となるため、他人の名誉やプライバシーを侵害した場合はその影響が極めて大きい。その上、訴訟活動等弁護士の業務上必要なものとは言えないため違法性阻却がなされない。

イ ①真実性及び真実相当性が認められないのに他人の犯罪事実を摘示したり、②家事事件の審判書の一部の画像と、その抗告審決定書の一部の画像をそれぞれ投稿し両者を合わせると関係する個人を特定できる状態にしたり、といった行為が非行とされた。

ウ ツイッターに、「金払わん奴は死ね!」、「弁護士費用を踏み倒す奴は死ね!」、「弁護士に金払わなくて平気な奴は人殺しと同じだよ」、「金払わない依頼者に殺された弁護士は数知れず。」などと投稿した事案について

① 単位会は、これらの投稿が特定人に向けられたものかどうかは明らかではないが、その可能性があると見て、戒告の懲戒処分をした。

② 日弁連懲戒委員会は、本件ツイートは具体的な名指しはしていない、本件ツイートの内容は、弁護士の報酬を踏み倒す依頼者は許されないという趣旨であってその意見自体は妥当である、「死ね」は、「死ね」を茶化した俗語として認識されており、「殺された」は、被害を受けるという意味に過ぎない、などとして、懲戒処分を取り消し、懲戒しない裁決をした。もっとも、この裁決には、原弁護士会の判断は相当であるとの少数意見があった。

③ なお、この裁決も、「死ね」等は、軽薄で下品な表現であるとしており、このような表現が解禁されたとみることはできない。

エ グループラインや弁護士会のメーリングリストと

いった、特定多数人に向けた投稿についても、弁護士が自力救済を容認するような不適切な表現や、綱紀委員会の議決書の投稿などが非行とされた。こちらも注意されたい。

(2) 第三者への通知

ア 交渉を有利に進めようと、相手方の勤務先、融資先、所属団体等の関係先（第三者）に通知することは、プライバシー侵害や名誉毀損になることが多いので、慎重な対応が必要である。

イ ①相手方の対応を変更させるため、相手方が会員である法人に紛争の内容を通知して対応を変更すべきであると忠告する文書を送る、②相手方の取引金融機関に対し、相手方の代表者の前科情報を通知したことが非行とされた。

ウ 弁護士会照会を利用した相手方のプライバシー侵害も要注意。不貞行為に基づく損害賠償請求の被告の住所を同人の勤務先に弁護士会照会するにあたり、被告の不貞行為を断定するなどの記載を「照会を求める事由」として記載し、照会手続を介して自らの主張を被告の勤務先に知らせたことが非行とされた。

エ 第三者に対し、義務のないことをさせようとする場合も要注意。相手方の取引先金融機関に対し、相手方との取引内容の開示などを求め、回答しない場合は金融庁への連絡をほのめかす文書を送付したことが非行とされた。

(3) 相手方への通知

ア 依頼者の利益を追求するあまり、相手方に対する通知に、差別的表現や侮辱的表現、人格攻撃などを記載したり、犯罪に該当するなどの決めつけや不適切な請求・警告などの威圧的表現を記載したりして、弁護士業務の相当性を逸脱する行為による懲戒事案が目立っている。発送する前に、立ち止まっていたきたい。

イ ①法的根拠に欠ける不当な目的であることが明らかな依頼を受け、事実調査を怠って、多額の損害賠償請求と訴訟提起の予告を記載した内容証明郵

便を送付したことを、規程5条（信義誠実）、31条（不当な事件の受任の禁止）、37条2項（事実調査）違反とした事案、②相手方の不貞行為を疑わせる事実につき必要かつ可能な調査をすることなく慰謝料3000万円を請求する通知を発送したことを規程37条1項2項（法令及び事実調査）違反とした事案がある。「やり過ぎ」「書き過ぎ」である。

ウ ①相手方に、「まだ不貞関係を続けますと、この事実を地元の民生委員や人権委員、自治会長らにも相談して、貴殿らを取り締まることになります」と記載した文書を送付したこと、②相手方会社の代表者に、同人の本籍地を公開する旨のショートメールを送ったことがいずれも非行とされた事案がある。いずれも威圧的表現であり、弁護士業務の相当性を逸脱している。

エ 準強制わいせつ事件の被害者代理人弁護士に対し、当該被害者が性風俗嬢でないことを認識しながら、ことさらに被害者を性風俗嬢と断定し、性風俗嬢が任意に有償で客の性的行為を受け入れた場合と同視し、また、あえて性風俗の実情及びその料金相場等を記載したファックスを送付したことを、規程6条（名誉と信用）違反とした事案がある。

オ 相手方が個人のブログに、弁護士の顧問先の商品・サービスを利用したがその効用を実感できなかった旨の記事を投稿したのに対し、通知書を3通送付し、1通目で当該投稿を刑法上の犯罪に該当すると断定して刑事罰を列举し、2通目で刑事告訴を準備中で所轄署担当課に被害相談しているとし、3通目で刑事告訴やアフィリエイトサイトへの通報等採り得る手段をすべて取る旨を宣言した事案について

- ① 単位会は、懲戒しない旨の決定をした。
- ② 日弁連懲戒委員会は、法的知識に精通しているとはいえない一般の市民との紛争であることに照らせば、各通知書の表現及びこれらの送付に係る当該弁護士の一連の交渉態度は、殊更に相手方を威圧し困惑させるものというほかなく、違法とはいえないまでも弁護士法56条1項の「弁護士としての品位を失うべき非行」に該当するとして、戒告の懲戒処分とした。

- ③ 違法とはいえない交渉態度も懲戒処分の対象となり得る、とされたことに注目していただきたい。

(4) 準備書面等裁判所に提出する書面への記載

ア 弁護士の裁判所における活動においては、時として、他人の社会的評価を低下させる表現（名誉毀損）がなされることがある。しかし、それが、争点の判断のために必要であり、表現方法も不当とは認められない場合には、違法性が阻却される。訴訟等の争点判断のための必要性がないか、表現方法が不当である場合は、品位を失うべき非行（弁護士法56条1項）となる。過激な表現をしても、訴訟上有利になるわけではないので、冷静さを失わないことも必要である。

イ 裁判所における以下のような行為が、品位を失うべき非行とされている。

- ① 損害賠償請求訴訟の原告について、氏名や生年月日を偽った旨及び逮捕歴がある旨の記述を準備書面に記載して口頭弁論期日において陳述し、外国人であることを理由とした差別的な記述がある新聞記事を証拠として提出した。
- ② 貸金返還請求訴訟の原告について、訴訟行為との関係性や訴訟追行上の必要性及び主張方法等の相当性の観点から正当な訴訟活動とは認められないにもかかわらず、過去に暴力団の構成員であったことを記載した答弁書及び準備書面を陳述し、証拠説明書を提出した。
- ③ 遺産分割協議無効確認等請求事件における、文書送付嘱託に関する意見書において相手方を犯罪者と断定するような表現をし、準備書面において『『大それた』反社会的・反倫理的な狂乱行動を繰り返している』と記載し、同事件の控訴事件において、「いわば『前科』がある」と相手方が犯罪を行ったと断じていると受け取られても仕方がない記載をした。
- ④ 離婚請求事件の準備書面で、「被告の見識の無さ」、「幼稚な精神構造」等と記載し、殊更に相手方の人格を非難し、精神的に傷つけるような主張をした。

- ⑤ 離婚請求訴訟の準備書面で、相当の根拠なく、訴訟追行上の必要性を超えて、相手方が売春婦クラブ等を体験したことを示唆し、また、その主張について「見え透いた嘘を平然とつけるのか」と記載した。

ウ 事件の相手方代理人弁護士に対する行動にも配慮が必要である。信義に反して他の弁護士の名誉を害する表現は、規程70条（名誉の尊重）に、不当な懲戒請求やそのほめかしは規程71条（他の弁護士に対する不利益行為）に違反する。

エ 遺留分減殺請求訴訟の原告訴訟代理人弁護士について「汚職の打診である」等侮蔑し中傷する記載をし、また、同弁護士に対し懲戒請求を行う旨の記載をした準備書面を送付したことが、規程5条、6条、70条及び71条に違反するとされた。

4 処理遅滞・虚偽報告・音信不通

- (1) 処理遅滞に関する懲戒事例も大変多く、目立っている。
- (2) 弁護士は、依頼者との間で委任契約書を作成して事件を受任し（規程30条）、事件の経過を報告しながら迅速に処理し（規程35条、36条）、処理が終了したらその結果に必要に応じ法的助言を付して説明し（規程44条）、預り金を清算して、訴訟資料の原本等の預り品を遅滞なく返還しなければならない（規程45条）。
- (3) これらは、弁護士にとって、当たり前のことである。しかし、事件過多やメンタル不調に陥って事件処理が回らなくなると、着手遅滞・処理遅滞が発生する。他の弁護士の力を借りて処理を続行する等の対策をすればよいが、それをしない場合は、依頼者や関係者からの問い合わせが殺到する。そして、取り敢えず問い合わせをかわすために虚偽報告をし、それでもごまかし切れなくなると、行方をくらませて音信

不通になる、というパターンに陥る。弁護士は、事件処理で手一杯となっているから、委任状作成を忘れたり、解任された事件について書証の原本を返還しなかったり着手金を清算しなかったりという問題が付随的に起こり、これらも懲戒事由となる。

(4) 慢性的な処理遅滞に陥ると、市民窓口への苦情が寄せられ始め、音信不通になると苦情が殺到する。事件過多は、非弁業者からの有償周旋に基づく場合もあり、その場合は、非弁業者により、事件受任と着手金の受領のみが継続され消費者問題が発生することもあるので、弁護士会としても看過できない。新規受任による消費者被害を防ぐためにも、市民窓口調査チームや非弁提携弁護士対策本部において対象会員の調査を行い、非弁提携によるものが明らかになった場合は、会立件による綱紀委員会への調査命令、場合によっては、その旨の事前公表をすることになる。

- (5) メンタル不調を感じた場合の対策として、日弁連のメンタルヘルスカウンセリング*5や東京都弁護士国民健康保険組合のメンタルヘルス・カウンセリング*6があるので、是非利用していただきたい。
- (6) 非弁業者による弁護士に対するアプローチも巧妙になってきている。初めは、広告業者を装っているが、広告で増えた事件（債務整理や離婚事件が多い）を処理するために、労働者派遣を提案し、それで手狭になった事務所を非弁業者の事務所を転借することによって増床させ、経理も派遣労働者に担当させて事務所の銀行口座が把握されると、弁護士は、業務委託手数料、労働者派遣会社への手数料、転貸賃料等によって経済的に支配される。弁護士は、奴隷のように働かされるか、ただの名義貸しになってしまう。非弁提携に陥ったと感じた場合は、役員室を訪ねていただきたい。非弁提携による懲戒処分はあり得るが、非弁業者からの脱出は独力ではほぼ無理だ

* 5：日弁連メンタルヘルスカウンセリング 0120-556-919

* 6：東京都弁護士国民健康保険組合メンタルヘルス・カウンセリング相談 03-3581-1096

からである。事案によっては、弁護士業務妨害対策特別委員会に支援を依頼して対応する場合もある。

- (7) 処理遅滞による懲戒処分には、「うっかり」や法律知識や経験不足によるとみられるものも散見される。

ア 控訴期間徒過

- ① 委任契約書を作成しないで訴訟事件を受任し、同事件が第一審で敗訴となり、依頼者から控訴を依頼されたのに、控訴期間を1日経過した後に控訴状を提出したため、控訴が却下された事案が、規程30条(委任契約書作成)、35条(事件の処理)違反に該当するとされた。もっとも、依頼者との間で和解が成立し和解金が支払われたことにより、単位会は懲戒しないこととした。
- ② これに対し、日弁連懲戒委員会は、上訴期間徒過は依頼人の裁判を受ける権利を侵害するもので弁護士として重大な業務の懈怠である上に、上訴期間の把握と上訴の手続は弁護士にとって容易に処理できる初歩的な業務であるから、これを懈怠すれば原則として懲戒処分を相当とする非行に当たることは、同種事件の先例に照らしても明らかである、事後に和解が成立し、依頼者も宥恕し懲戒請求の意思を放棄したなどの事由が認められる場合は別だが、依頼者が懲戒処分を求めている、和解金を支払っただけでは非行が治癒され懲戒処

分を要しない程度に至ったと解するのは相当でない、などとして、弁護士を戒告の懲戒処分にした。

イ 説明不足による異議申立期間徒過

婚姻費用分担調停事件において、弁護士は調停に代わる審判書を受領したが、受領後速やかに、依頼者にその内容を報告し、説明、協議を行った上で、異議申立ての意思の有無を確認し、異議申立ての意思があるのであれば、異議申立期限までに、依頼者が異議申立てできるように配慮することが求められていたにもかかわらず、これを怠り、結果として、依頼者が異議申立ての機会を失ったという事案が、規程22条1項(依頼者の意思の尊重)、36条(事件処理の報告及び協議)及び44条(処理結果の説明)に違反するとされた。

ウ 申立の躊躇と虚偽報告

依頼者との打ち合わせにより労働審判申立ての方針を決定しながら、客観的にはその申立てを困難にするような事情がなかったにもかかわらず、方針決定から1年以上申立てをせず、申立てに踏み切れず時間を要している事情について依頼者に十分説明する等しなかったこと、労働審判の申立てをしていなかったにもかかわらず、依頼者に対し、裁判所の期日指定を待っている等、申立て済みであるかのような虚偽のメールを送信したことが、規程5条(信義誠実)、35条(事件の処理)及び36条(事件処理の報告及び協議)に違反するとされた。

Part 2

業際問題

非弁提携弁護士対策本部 副本部長 鍛冶 良明 (44 期)



1 初めに

皆さんも、非弁という言葉はご存じかと思う。弁護士の資格を有する者以外の全ての人を指し、弁護士法72条で法律事務の取扱い等が禁じられている。他方、

業際問題は、司法書士、行政書士、税理士、弁理士、社労士といった、いわゆる士業と弁護士の活動領域の境界線(際)に関わる問題である。これら士業も弁護士資格を有しなければ非弁であることには変わりがないものの、これら士業の関連法規には、各士業が行う

ことができる業務が定められている。そのため、それらの業務の領域を弁護士法72条とのかかわりの中で確定していく作業が必要となってくる。皆さんも、他士業の活動に関して、「これって非弁活動ではないの?」と疑問を持つことがあるかと思うが、そのような場合、我々はどのような態度で臨むべきなのであろうか。

2 業際問題の本質 — 士業間の縄張り争いか

業際問題は、士業間の縄張り争いであるとの見方もある。勿論、そのような側面が全くない訳ではない。しかし、問題の本質は別のところにある。

弁護士法72条の趣旨について、最高裁判所昭和46年7月14日判決は、「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、ひろく法律事務を行うことをその職務とするものであって、そのために弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講ぜられているのであるが、世上には、このような資格もなく、何らの規律にも服しない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とするような例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑なものとを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条は、かかる行為を禁圧するために設けられたものと考えられるのである。」と判示している。業際問題は、市民の利益と法律秩序を守るという視点から考えるべき問題である。

3 弁護士法72条

そこでまず、弁護士法72条について確認しておく。同条は、非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止として、次のように定めている。
「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一

般の法律事件に関して、鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」

そのため、業際問題においては、次の二つのことが問題となってくる。

一つは、非弁活動が禁じられるのは、弁護士法72条に定める「法律事件に関する法律事務」に限られることである。法律事件については、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件といった具体例が示されているが、「その他一般の法律事件」とは何かが問題となる。また、法律事務については、鑑定、代理、仲裁若しくは和解といった具体例が示されているが、「その他の法律事務」とは何かが問題となる。業際に関しては一般の非弁に比してこの点が問題とされることが際立って多い。

もう一つは、弁護士法72条ただし書きの規定する、法律の別段の定めで規定された業務の領域の確定の問題である。法律の定めがあれば、理屈の上では法律事件に関する法律事務でも、弁護士資格を有しない者が業として行うことができることになる。しかし、別段の定め業務がどのような内容であるかは、弁護士法72条の趣旨、当該士業の本来業務内容、資格取得体制等によって定まってくる。そのため、別段の定めに関しては、法律事件に関する法律事務の解釈問題とリンクして論じられることが多い。他方、そもそも別段の定めを設けるか否か、その内容を如何に定めるかという立法論の側面もある。

以下、これを前提に、特に業際に関して問題が生じやすい司法書士、行政書士との関係について論ずる。

4 司法書士との業際問題

司法書士法3条は、司法書士が行うことができる業務を掲げているが、その主な内容は、登記又は供託に関する手続について代理すること、裁判所若しくは検察庁に提出する書類を作成すること、司法書士が

扱う事務について相談に応じることである。弁護士と司法書士の業際問題として特に問題となるのは、裁判所に提出する書類の作成とこれに関する法律相談である。

裁判所に提出する書類の作成は、司法書士法がこれを司法書士の業務として認めているのであるから、その範囲内の業務遂行が適法であることは当然である。それでは、司法書士法3条にいう裁判所に提出する書類の作成はどの範囲で認められるのか。裁判所に提出する書類の作成と言っても、体裁を整え「てにをは」を修正するなどのいわゆる代書的な内容から、弁護士による訴状・準備書面の作成と同等の内容まで様々であるが、どこまでが司法書士法で認められた内容であるかが問題となる。

この点について、高松高裁昭和54年6月11日判決は、司法書士が行う裁判所に提出する書類の作成やこれに関する法律相談について、一定の法律判断の存在を認めるものの、その法的判断は、「法律常識的な知識に基づく整序的な事項に限って行われるべき」とし、また、司法書士の業務であるかどうかは、「個別的な書類作成に収束されるものであるか、事件の包括的処理に向けられ事件内容についての鑑定に属する如き法律判断を加え、他人間の法律関係に立ち入るものであるかによって決せられると解すべきである。」とも判示している。

したがって、司法書士が裁判所に提出する書面の作成は、整序的な作業に限られ、他人間の法律関係に立ち入る作業を内容とすることは許されない。書面の作成に関連した相談も、あくまでもそのような書面作成に収束されるものに限られ、それ以外の交渉ごとについては、登記・供託事項を除いて代理人として関与することも相談を受けることもできないことになる。

ただし、認定司法書士の例外があるが、この点は立法論の項で説明する。

5 行政書士との業際問題

行政書士法1条の2及び1条の3は、行政書士が行うことができる業務を掲げており、その主な内容は、

官公署に提出する書類の作成、権利義務に関する書類の作成、事実証明に関する書類の作成、行政書士が作成できる書類作成についての相談であるが、弁護士と行政書士の業際問題として特に問題となるのは、権利義務に関する書類の作成とこれに関して相談に応じることである。そして、行政書士についても司法書士について論じたのと同様、行政書士法にいう権利義務に関する書類の作成はどの範囲で認められるのが問題となる。

この点について、大阪高裁平成26年6月12日判決は、「行政書士法1条の2第1項の『権利義務又は事実証明に関する書類』に該当するか否かは、他の法律との整合性を考慮して判断されるべき事柄であり、抽象的概念としては『権利義務又は事実証明に関する書類』と一応いえるものであっても、その作成が一般の法律事務に当たるものはそもそもこれに含まれないと解するのが相当である。」と判示している。また、法律事務に当たるか否かに関しては、将来法的紛議の発生することがほぼ不可避である状況において、その事情を認識しながら書類を作成することは弁護士法72条により禁止されているとしている。

この裁判例に従えば、行政書士が作成することができる書類は紛争に立ち入る内容であってはならず、書類の作成に関する相談も紛争に立ち入った内容であってはならないといえることができる。

6 立法論

弁護士法72条の禁止は、法律で別段の定めがあればこの限りでないので、領域を拡大しようとする士業は、解釈論の展開のほか、法改正という手法を選択することもある。

その代表的な例が、認定司法書士と特定行政書士の制度の制定である。

認定司法書士制度は、法務大臣の認定を受けた司法書士は、例外的に、紛争の目的の価格が140万円以下の事件に限り、簡易裁判所の訴訟にかかる代理人となることができ、その範囲で法律相談を受け、相手方との間で交渉することもできるとする制度で（司

法書士法3条1項6～8号、2～7項)、2002年の法改正で導入された。

特定行政書士制度は、日本行政書士連合会が実施する研修課程を修了した行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成することを認める制度で(行政書士法1条の3第1項2号、第2項)、2014年の法改正で導入された。

いずれも、まさに法律事件に関する法律事務を内容とする業務を他士業に認めたものであるが、当然のことながら法の規定する範囲では弁護士法72条の問題は生じない。このような法改正の動きは、各士業によって現在進行形で展開されており、これに対する弁護士会の対応は、当該士業団体との交渉や、法務省やその他他士業の監督官庁との協議、あるいは議員立法である場合は国会議員を通じたロビー活動等に及んでいる。

7 我々にできること

以上に述べた通り、業際問題は市民の利益と法律秩序を守るために、我々弁護士が毅然と対応しなければならない事柄であるが、各士業の領域拡大志向は強い。そのため、当会では、非弁護士取締委員会が業際問題も含めて日夜問題事例に対応している。また、日弁連業際・非弁・非弁提携問題等対策本部では、業際問題の取扱い例が少ない弁護士会のために、「行政書士による弁護士法違反に対する対応について」の依頼文を発信し、対応の呼びかけとこれに対するサポートを行っている。

我々にできる最初の一步は、まず業際問題に関心を持つことである。これに関し、当会非弁護士取締委員会が当会ウェブサイトに掲載した「弁護士だからできること」*7は、事例ごとに弁護士ができること、司法書士・行政書士ができることを分かりやすくまとめているので是非ご参照願いたい。そして、問題事例を発見した際には、毅然とした対応を心がけて頂ければと願う次第である。

Part 3

この1年の東弁市民窓口から見える問題点

市民窓口委員会 2023年度委員長 市川 尚 (48期)



1 市民窓口、市民窓口委員会の運営

当会は、弁護士業務が市民に理解され身近なものになるようにするため、弁護士等及び弁護士会の業務に関する苦情等に対応することを目的として「市民窓口」を設置している(弁護士業務等に関する市民窓口設置規則1条)。市民窓口の業務は、(1)苦情等の聴取及びこれに対する対応、(2)苦情の内容の検討、分析、調査、(3)苦情等の対象となった弁護士会員等

に対する助言等である(同2条)。

そして、この市民窓口の管理運営などを所管する委員会が「市民窓口委員会」である(市民窓口委員会規則1条、2条)。

窓口の苦情受付件数は、2017年2,339件、2018年2,262件、2019年2,162件、2020年2,000件、2021年2,332件、2022年3,001件と年あたり2,000件以上の件数で推移している。

当会の会員数が約9,200人。統計的には、会員4、

*7:「弁護士だからできること～弁護士と司法書士・行政書士との違いを知ろう～」 <https://www.toben.or.jp/service/lawyer-cando.html>

5人に1人は、1年に1回苦情を受けていることになる。あるいは、4、5年に1回くらいは、当会会員は苦情を受けた計算にもなる。1人で年間何回も受けている会員は、ある意味、そのことだけでも襟を正すべきともいえる。

最近の傾向として、申出の内容どおりとすれば深刻な非行が疑われる苦情が3割近く占めるという、遺憾な現状がある。

2 近年窓口が受けることの多い 苦情の類型

(1) 連絡がとれない、事件が放置されている…といった苦情

「弁護士と連絡がとれない」「電話をして事務員に伝言してもまったく折り返しがない」などといった苦情が、市民窓口には常時多数寄せられている。厳密な統計があるわけではないが、全体の苦情の3割近くがこういった内容にかかわっている印象である。

連絡がとれなくなっているため、依頼した事件の進捗についても確認がとれないことから、こういった苦情にあわせて「事件が放置されている」といった苦情も寄せられることが多い。

もちろん、苦情は申出人（市民）の一方的な言い分であり、すべてに信ぴょう性があるとは言えない。しかし、こういった苦情を受け、実際に私たちが対象会員への連絡を試みてもたしかに連絡がとれない、事務所を訪問してみても執務の状況がうかがえない…といったことが多く、苦情もうべなるかなというのが実態である。

首尾よく会から連絡がとれた場合は、当該苦情対象会員を呼び出すなどして執務の状況など事情をうかがうことにしているが、①受任過多に陥り、依頼者への連絡に手が回らなくなった、②依頼者との信頼関係が悪化するなどして、依頼者への連絡が気重くなり、ついつい連絡を後回しにしてしまった、③事件処理が遅滞し、そのことの説明に窮しているうちに依頼者からの電話にも出られなくなってしまった…などといった回答に多く接する。一弁護士として筆者自身、身につまされるというか、胸に手を当てながら話を聴くこと

も多い。

たしかに、会員が心身の健康を損ねているなど、やむを得ない場合もないとはいえない。

しかし、依頼者への報告は事件処理のいろはの「い」と言ってもよく（弁護士職務基本規程36条参照）、その懈怠が懲戒事由に発展する可能性も大であり、現にこういった苦情が契機となり会から綱紀委員会に調査命令が発せられたケース（いわゆる会立件）もある。十分心したい。

いくら多忙な場合でも、あるいは健康を害している場合でも、たとえば、その状況を正直に説明し、今すぐ連絡できなくても「いついつまでには必ず連絡する」などと、電話やメールで伝え、依頼者に理解を求めるくらいは可能なはずである。事件処理が遅滞している場合でも、そのことを依頼者から不安視される前に、処理の予定を説明し、依頼者に自分の事件は放置されていない、と安心してもらう配慮が弁護士には求められる。それはあくまで最低限のつとめといえよう。

依頼者との信頼関係が損なわれた場合でも、むしろそういう場合こそ、依頼者とのコミュニケーションを絶やしてはならない。委任関係の維持が困難な場合は、その解消に向けて誠意をもって協議をするなど、思い切ったかじ取りが必要になることもあろう。

窓口への苦情に接し、あるいは対象会員から事情を聴くたび、自戒とともにそういった所感を抱く。

(2) 弁護士報酬をめぐる苦情

「弁護士から一方的に報酬金の支払いを請求されたがその額に納得できない」「弁護士の仕事ぶりに不満がある。報酬金は支払わなければならないのか」…といった苦情も、相当数に及ぶ。

この点、まず参照されるべきは、もちろん、依頼者との間で取り交わした委任契約書の内容であるが、そもそも委任契約書が作成されていないといった遺憾な例もある。弁護士は、事件を受任するに当たり、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない（前記規程30条1項）。委任契約書を作成していないとなれば、弁護士報酬額が相当かどうか以前の問題となり、それだけで懲戒事由ともなり得る。

そういったケースは論外として、市民窓口としては、もちろん事件処理の適否などについて直ちに判断できる立場にないため、苦情申出人には、不満があれば弁護士とよく話し合ってください、それでも解決しない場合には紛議調停という制度もあります…などと回答・案内をするにとどめている。

しかし、上記紛議調停の申立や、場合によっては懲戒申立にまで発展するケースもあり、その場合、弁護士としては、仮に請求が正当なものだったとしても、申立を受けたことそれ自体が業務上の大きな負担となることは間違いない。

委任契約書に依頼者がわかりやすいよう報酬に関する定めを置くことはもちろんであるが、実際に報酬金を請求する際にも、依頼者の理解を得てこれを行うといった配慮は必要と思われる。

なお、報酬金とちがって、着手金に関しては、後記(5)の国際ロマンス詐欺関係で「着手金を返してほしい」といった苦情が目立つほか、その金額の当否などについて苦情が寄せられるケースはほとんどない。

(3) 少額債権の回収を大量受任している会員に対する苦情

通販会社、医療機関、賃貸業者など債権者からおびただしい数の顧客らに対する未収債権の回収を受任し、債権者代理人弁護士として大量の督促通知をすることを主業務としている会員がいる。もちろん、そういった業務もひとつのジャンルとして弁護士の活動領域である。

ただし、そういった会員の中には、事務員に一見威圧的な通知等をさせたり、ときには債務者との交渉それ自体も事務員にさせている会員も散見される。こういった会員に関して「身に覚えのない請求をされた」「すべて事務員が対応し、弁護士に取り次がない」「事務員の態度が横柄」「督促状が脅迫状のよう」などといった苦情が多数寄せられている。

対象会員には、苦情に真摯に耳を傾け、業務改善にこれを生かす姿勢が求められよう。「たくさんやるんだから、たくさん苦情があってもしょうがない」といった開き直りは感心しない。

(4) 認知能力低下や加齢などから健全な法律事務ができなくなった会員に対する苦情

全体に占める苦情の割合としてはそれほど高くないが、認知能力低下などで正常な分別がつかなくなってしまった高齢会員が依頼者に対して十分なサービスができていない状況がうかがえる苦情、あげくは、非弁業者にいいように手玉にとられ、不当な業務の先棒を担がされている状況が見て取れる会員に対する苦情などが、近年目に付くようになった。

中には「この弁護士は認知症ではないのか」といったストレートな苦情が寄せられることもある。

登録を抹消した会員、あるいは前記(1)とも関連するが、音信不通などの場合も含め業務継続がほぼ不可能となっている弁護士の依頼者をどう保護するべきか。市民窓口への苦情は深刻なテーマを投げかけてくる。

(5) 国際ロマンス詐欺関係で依頼者に二次的被害を及ぼしていることが疑われる会員

国際ロマンス詐欺関係については、村林俊行非弁提携弁護士対策本部前本部長代行が別稿で詳細に論じられている。中には、ひとりで毎月数十件の苦情が殺到している会員もあり、市民窓口としても対応に苦慮している。

3 シグナルとしての苦情

市民窓口への苦情は、少なくとも、ひとつひとつが市民から弁護士、弁護士会に寄せられたシグナルといえる。大きな問題になる前に、これは…という苦情は適時にすくいあげ、非行の発掘、そしてその拡大の防止につなげていく、要は非行の芽は早くつむ必要がある。

ひとつひとつの苦情を決してゆるがせにしない…ひとりひとりの窓口担当の責任は重大である。

他方、窓口から苦情伝達を受けるなどした会員にあっては、たとえその苦情に不満がある場合であっても、少なくともそれを自身の弁護士業務を省みるひとつのシグナルとして謙虚に受け止めていただければ幸いである。

Part 4

この2年の東弁非弁提携弁護士対策本部から見える問題点 (国際ロマンス詐欺その他)

非弁提携弁護士対策本部 2023年度本部長代行 村林 俊行 (49 期)



特集

弁護士業務の落とし穴〈第2弾〉直近の事例をもとに——困った時には相談を

1 はじめに

この2年間の当会非弁提携弁護士対策本部（以下「当本部」という）の活動としては、一言で言って後述の国際ロマンス詐欺案件に始まり、国際ロマンス詐欺案件に終わったといってよいほど、国際ロマンス詐欺案件への対応に終始した。以下、当本部の活動内容につき概観し、国際ロマンス詐欺案件の問題点とこれに対する当会の対応を説明し、会員が非弁提携業者に取り込まれないための方策について述べる。

2 当本部の活動内容について

当会には、非弁行為を取り扱う組織が2つあり、非弁行為の取締りは非弁弁護士取締委員会が、非弁提携の取締りは当本部が、それぞれ担当している。当本部の活動は、主に①特定の非弁提携弁護士等に対する措置について会長に提言し、その証拠を収集すること、非弁提携弁護士問題を会員に周知徹底するための広報、研修を行うこと、②弁護士会員の業務広告の調査及び措置の検討等を行うことである（当会非弁提携弁護士対策本部設置要綱参照）。そのため、当本部では、事務局長を中心として①の活動を、広告調査部会長を中心として②の活動を行っている。

3 国際ロマンス詐欺案件について

(1) 国際ロマンス詐欺とは

いわゆる国際ロマンス詐欺とは、外国人を装い、SNSを通じて被害者に接近して一定期間交流し、恋愛感情や親近感を抱かせて金を騙し取ったり、一緒に投資をやろうと誘って金を騙し取ったりする行為を総

称したものをいう。

国際ロマンス詐欺については、近時被害が多発しているだけではなく、被害者が被害回復を請求すべくあたたかも被害回復が容易であるかのような広告を行う弁護士に委任して着金を支払うも、被害回復は現実には難しく、多くの場合、被害を全く回収できないか、ごく少額の回収にとどまることが多いケースが当会の市民窓口等を通じて申告されており、中には弁護士への着金支払いにまつわる二次被害の発生が疑われる事態が散見されている。

当会にも市民窓口を通じて、かかる二次被害に関する多数の申告（国際ロマンス詐欺の被害は数千万円といった高額のものも多く、それに応じて着金も数百万円といった高額のものも珍しくない）が寄せられており、今後も問題が拡大することが懸念されている。当本部では、複数のマスコミからの取材も受けるに至っており、少しずつではあるが世間においてもこういった遺憾な実態が認知されつつある。

(2) 国際ロマンス詐欺案件の問題点

前述の国際ロマンス詐欺に弁護士が関わるケースには、弁護士業務広告上の問題点のほか、非弁提携上の問題点もある。

ア 弁護士業務広告上の問題点

当本部広告調査部会が調査したところによると、国際ロマンス詐欺案件を取り扱うとするウェブ上の弁護士業務広告で当会会員が掲載したものの中に、以下の通り、弁護士法、弁護士職務基本規程（以下「基本規程」という）、または弁護士の業務広告に関する規程（以下「広告規程」という）に違反するおそれのある事例が見つかっている（当本部のブログ＜国際ロマンス詐欺案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点＞より引用*8）。

* 8：国際ロマンス詐欺案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点 https://www.toben.or.jp/known/iinkai/hibenteikei/news/post_7.html

- ① 取扱事例として、架空の解決事例が表示されている（事実に合致していない広告・広告規程3条1号）
- ② 弁護士が一人しかいないのに、24時間365日相談対応と表示されている（事実に合致していない広告・広告規程3条1号）
- ③ これから取り扱おうとする案件であるにもかかわらず、「専門分野」、「専門弁護士」、「国際ロマンス詐欺に特化した弁護士」などと表示されている（誤導または誤認のおそれのある広告・広告規程3条2号）
- ④ 現実に十分な回収ができるケースは稀であるにもかかわらず、取扱事例として、「被害金額1300万円で1100万円回収」、「被害金額500万円で400万円回収」、「被害金額300万円全額回収」といった他の詐欺事案で高額回収ができた事例をあたかも国際ロマンス詐欺事案で回収したもののように表示し、その例と同じような結果をもたらすと思わせるような表現をしている（事実に合致していない広告・広告規程3条1号、誤導または誤認のおそれのある広告・広告規程3条2号）
- ⑤ 「LINEで相談」と表示されているにもかかわらず、実際には事務職員がLINEのメッセージを作成しており、弁護士が対応していない（事務職員等の指導監督・基本規程19条、非弁提携・弁護士法27条）
- ⑥ 広告に表示された電話番号に架電すると、「〇〇弁護士相談室です」などと事務職員が応対して相談を受けるが、広告主は、勤務弁護士であるにもかかわらず、登録事務所以外の事務所を賃借して、そこに電話を引き込み、事務職員を常駐させている（複数事務所・弁護士法20条3項、非弁提携・弁護士法27条、事務職員等の指導監督・基本規程19条）

イ 非弁提携上の問題点

当本部広告調査部会がア記載の広告を掲載した当会会員に事情聴取したところ、以下の通り、単に広告の記載内容の是非に関する問題に留まらず、弁護士業務広告を取り扱う広告会社と広告主である弁護士が非弁提携行為を行っていると思われる案件が発覚し、

その中には当会非弁提携行為の防止に関する会規所定の調査に移行し、会立件した案件も複数存在する。

- ① 弁護士に国際ロマンス詐欺およびその被害回復方法に関する知識や経験が乏しく、事務処理の全てもしくは殆どを事務職員に委ね、依頼者が事務職員に弁護士との直接面談を要求しても、面会はおろか電話での会話すら応じようとしない。
- ② 国際ロマンス詐欺の広告を扱う広告会社が、弁護士事務所に事務職員を送り込み、当該事務職員が国際ロマンス詐欺案件の事務処理を全て取り仕切っている。その中には、弁護士が事務職員を直接雇用したり、労働者派遣法に基づく派遣労働者として使用するのではなく、弁護士と広告会社が業務委託契約を締結するだけで、弁護士が事務職員に指揮命令権を行使することが法律上不可能な案件もあった。
- ③ 事務職員が弁護士の指揮命令を受けず、かつ、弁護士に報告することもなく、依頼者との委任契約を弁護士名で締結し、その際、国際ロマンス詐欺で高額な被害に遭った依頼者の案件を優先して受任し、被害回復が困難であることが予想されるにもかかわらず、依頼者に対して高額な着手金を請求して弁護士名義の口座に振り込ませている。
- ④ 広告会社が広告費などの名目で多額の費用を弁護士に請求し、依頼者が弁護士名義の口座に送金した着手金の大部分が、広告会社に流れている（ある事案では広告料が月に7000万円を超えるものもあった）。

(3) 当会の対応

当会には、自治団体として、弁護士の使命である人権擁護と社会正義の実現のため、国際ロマンス詐欺の被害者が二次被害に遭うことのないよう、また、万一にも弁護士がこれに加担することのないよう、迅速・適切に対応することが要請されている。そのため当会は、①事実に合致していない広告や誤導または誤認のおそれのある広告等の広告規程違反等の疑いのある当会会員および非弁業者との非弁提携行為を行っている疑いのある当会会員に対しては調査をし、必要がある場合

には是正措置を行い、懲戒の事由があると思料するときには懲戒の手続等を行っている。また、非行となる対象行為の存在を認めるに足りる証拠があり、かつ、非行となる対象行為により当該依頼者に重大な損害を与えていると認められ、懲戒委員会の議決が行われるまでの間に、対象弁護士会員の非行により被害が当該依頼者以外の者に拡大すると予測される場合には、懲戒処分が出る前であっても事案の公表を行っている（懲戒処分の公表等に関する会規。当会ウェブサイトにおける2023年（令和5年）12月25日の事前公表参照）。

それとともに当会は、②一般市民への啓発・注意喚起に努め、かつ、当会会員への指導監督を遂行するために、当会のウェブサイト上の当本部のブログ等を通じて、弁護士による二次被害問題の注意点を掲載しており、今後もさらに有効な広報を行っていく方針である。当本部のブログについては、国際ロマンス詐欺案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点及び2*8*9をご参照ください。

加えて、③非弁提携業者に対する刑事告発等も積極的に検討することが必要となる。当会が非弁提携行為を行った会員に対して懲戒処分に付したとしても、非弁提携業者としては他の弁護士を取り込んで同様な非弁行為を行えとするならば根本的な解決とはならない。そのため当本部では、積極的に警視庁の担当課

とも接触し、刑事告発を行う上での問題点等について活発な意見交換を行っている。

4 会員が非弁提携業者に 取り込まれないための方策

弁護士の広告解禁、弁護士増による過当競争等により、収入を確保するために、若手かベテランかを問わず弁護士が暗躍する非弁提携業者からの甘い誘惑に惑わされる機会が増えている。弁護士としては、このような誘惑に屈して懲戒処分を受けることがないようにするためには、まずは当会が義務化している倫理研修を受講することが第一歩となるが、基本規程を熟読し自己研鑽を行うことも必須である。また、非弁提携行為に該当するか否か判断に迷った際には、非弁提携問題に詳しい会員に相談することが肝要であるが、そのような会員を知らない場合には日弁連や当会が用意している会員サポート体制を利用することを検討していただきたい。当会においては、会員サポート窓口があり、若手会員に対しては新進会員活動委員会において若手相談室*10を設置している。非弁提携業者からの業務妨害行為に対しては、当会弁護士業務妨害委員会への相談もできる。一人で悩まないで、これらの機関に相談することが解決のための第一歩となる。

*9：国際ロマンス詐欺案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点2 https://www.toben.or.jp/known/iinkai/hibenteikei/news/post_8.html

*10：新進会員活動委員会「若手相談室」03-3581-3332（業務課）